

第590号
2017年5月19日

共同実施を断念させよう

東学



東京都学校事務職員労働組合
東京都新宿区高田馬場 3-14-14
03-3367-6783
東学 Web <http://tougaku.net/>

不当な住居手当調査は行わない

～「都の独自判断」で手当は出さない、でも個人情報提供はしろ？～

都教委は毎年5月頃、文科省の求めに応じ、『義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査』として住居手当の調査を行っている。住居手当を含む義務制教職員の給与費は、法によってその1/3が義務教育費国庫負担金で手当てされており、その負担金額算定のための調査だ。国庫負担金は定数配置基準、諸手当の支給基準など全て国基準に基づいて、各都道府県に交付されている。

ところが2012年度以降、住居手当について国基準(国庫負担交付基準)と都の制度の間にかい離が生じているため、調査に際して学校現場は不当な迷惑をこうむっている。

国基準では月額12,000円を超える家賃負担をしている職員に対し支給され、年齢制限はない。

ところが2012年度、都・都教委は「都の独自判断だ」として、35歳以上の職員には住居手当を支給しない改悪を行った。それ以降、都では住居手当は月額15000円を超える家賃負担をしている職員のうち、35歳未満の職員にしか支給されておらず、それで浮いた国庫負担金は他に流用されている。現場の事務職員は調査に際して、35歳以上の職員に対し個別に、家族構成や世帯主か否か、借家か持家か、借家なら家賃はいくらか、などを聞かなくてはならなくなった。当の職員にしてみれば、もらってもいない住居手当に関して個人情報を収集されるいわれはないし、そんな仕事を押し付けられる事務職員にも迷惑な話だ。

事務職員定数についても都教委は「都の独自判断だ」として、標準定数法を無視して補正定数を廃止、共同実施地区では1校1名の基本定数までも削減するなど国基準を大幅に下回る配置しかしていない。その分の国庫負担金も他に流用している。

国基準を下回る「独自判断」で我々の給与や定数を削減し、国庫負担金を流用しながら、国基準(国庫負担交付基準)による調査で学校現場に迷惑をかけるのは納得できる話ではない。

東学は4月28日、都教委に対し、下記の申し入れを行った。

不当な個人情報収集を行う現員現給調査について(申し入れ)

貴職は『義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査』として住居手当の調査を行っているが、住居手当支給対象外教職員についても調査対象として学校を通じ住居の状況を調査するように地教委に求めている。

住居手当を支給対象を定めた貴職が、調査と称して住居手当支給対象外教職員に対しての不当な個人情報収集を学校に押しつけようとするのははなはだ遺憾であり即刻中止すべきである。

また義務教育費国庫負担金について言えば、貴職は事務職員について国基準を大幅に下回る配置しかしておらず、その分を他へ流用している。東京都(教育委員会)として、独自判断を誇るのであればこの調査について国基準を口実に不当な個人情報収集を行うことは理解できない。

よって、今年度も改めて下記申し入れを行う。

貴職の誠意ある対応を期待する。

記

1. 「住居手当支給対象外教職員」に対して、住居の調査を行わないこと。

共謀罪法案を通すな！

「組織犯罪処罰法改正案(『共謀罪』法案)」の国会審議が続いている。
「共謀罪」法案の内容は、277の対象犯罪について二人以上で話し合っ合意すれば「テロ等準備罪」の名で共謀罪が適用、「準備行為」を行えば逮捕・処罰というものだ。
戦前の治安維持法の復活とまで言われ、危険視されている稀代の悪法だ。

問題点は大きく3つある。

一つは内面の自由を認めないこと＝一定の考えを強要されることだ。

現行刑法では犯罪を実行しない限り罰せられず、内面にまで立ち入ることはしないというのが原則だ。実際の行動で人に迷惑をかけたり人の人権を踏みにじったりしない限り、誰もが自由であるべきなのは当たり前だ。共謀罪はその原則を崩す。

二つ目はあいまいさ＝捜査当局の裁量の幅の大きさだ。

どういう内容の「話し合い」が277対象犯罪についての「共謀」に該当するのか、何をもって「合意」とするのか、何をもって「準備行為」とみなすのか。すべてがあいまいだ。

国会での質疑では散歩も犯行現場の下見として準備行為になりうるという。例えば、どういう「話し合い」をしたら「組織的な威力業務妨害」の「共謀」にあたるのかも捜査当局のさじ加減一つ。これでは時の政権に不都合な思想を統制することも正当な組合活動を潰すことも簡単になる。戦争反対の声も圧殺されるだろう。

三つめは監視社会となる危険性。

犯罪が実行されていないにもかかわらず、「話し合い・合意」と「準備行為」に対して捜査しようとするれば、電話・FAXやメール、また日常会話などが監視の対象とならざるを得ない。盗聴、尾行、スパイ行為などが茶飯事となるだろう。

今、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」をはじめとする市民・労働組合による集会等、反対の取り組みが組織・党派の違いを超えて連日行われている。

また日弁連や法律家団体・刑法研究者、日本ペンクラブなど様々な団体が相次いで反対声明を公表している。

物が言えない社会にしてはならない。

積極的な集会参加など、あらゆる機会を活用して共謀罪法案を廃案に追い込もう！

(加入のお申し込み・ご相談先)

世田谷区立三宿小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3411-9740

【Colum】

小学校では2018年度以降、中学校は2019年度以降、道徳が教科化される。教科になるということは成績をつけるようになるということだ。

戦後からこれまで、道徳の授業はあくまで子どもに考え方の「示唆を与えるもの」であって「判断させるもの」ではないというのが原則だった。だから点数は付けられないものとして、教科とはされていなかった。

判断は、個々の子どもたち自身が、その後何年もかけていろいろな経験を積み重ねる中で、場合によっては一生をかけて行うべきものだ。だから学校では、行動において「人を傷つけたり、迷惑をかけたりしないように」と子どもを指導はしても、その内面について一定

の考え方を押し付けることはしないのが原則だった。

教科化以降は、子どもにその場で判断させ、その判断が教師(と言うよりも国)の考えに賛同できているかどうかで点数をつける。まるで共謀罪の子ども版だ。

検定教科書の内容も今までの副読本とは大巾に変わっている。例えば「国旗や国歌を大切にす気もちのあらわし方」として「き立して国旗にたいしてしせいを正し、ぼうしをとって、れいをします」という記述がある。それも今までごく普通の教科書をつくってきた会社の教科書がそうだ。

このような教育を受ける子どもたちが大きくなった10年後の未来は……。あまり想像したくない。